

第3回

ジェット口環境社会配慮ガイドライン策定委員会

平成18年12月26日(火)

独立行政法人 日本貿易振興機構

午後 2時06分開会

事務局（植田） それでは皆様、大変お待たせいたしました。時間を若干過ぎてしまいました。ただいまより本日の第3回ジェットロ環境社会配慮ガイドライン策定委員会を開催させていただきます。

早速議事に入らせていただきたいと思います。本日から新しいメンバーに1人加わっていただきました。第1回目の委員会の際に委員の皆様から、ぜひ国際協力銀行からもご参加という声が多々あったわけでございますけれども、本日より国際協力銀行環境審査室次長の岡崎克彦様に委員として加わっていただくことになりました。

それでは、岡崎様より一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

岡崎委員 岡崎でございます。よろしくお願いいたします。

私はもともと国際協力銀行の前身の一つである輸銀（日本輸出入銀行）に入りまして、たまたま人事の都合でODAの仕事を2回、課長職も旧輸銀の業務と旧海外経済協力基金が行っていたODAの業務と双方を経験したことがございます。日本政府の方針で国際協力銀行の分離・移行が決まってしまうので今となっては余り売り物にならないわけでございますけれども、そういう経験もあって環境審査室ではODAと旧輸銀業務両方を見ておりますので、何かお役に立てればということで参りました。

過去2回の委員会は失礼してしまったわけですが、この点については実は銀行の中では若干議論がございまして、そもそもジェットロの業務と国際協力銀行の業務の違いから私どもにどういった貢献ができるのか、プロジェクト実施主体者による出融資案件の環境社会配慮を確認するためのガイドラインというのを我々は持っているわけですが、そういったものがジェットロさんの業務への貢献といえますか、顔は出しても何もお役に立つことはできないのではないかということで、委員のお引き受けを即答しなかったわけですが、過去2回の議論などを拝見いたしまして行内で検討しまして、きょうからお世話になることになりました。

それから、これはきょうまた、あるいは次回以降のテーマになるかもしれませんが、1点だけ、私どもが今現在、私どもなりに直面している問題といえますか、これは個人的な見解ではございますが、環境社会配慮という言葉の中で特に今年の前半ぐらいからだと思っておりますが、従来との比較におきまして「環境」という言葉の意味するところよりも、「社会」という言葉の意味するところが広がってきているということ率直に受けとめております。具体的には4月にIFCがそれまでのセーフガードポリシーを改めて新しいパフォーマンススタンダードを導入しています。そしてその玉突きで既に40銀行が署名している赤道原則が改定をされている。またIFCに合わせて今、EBRDも改定を検討している。配慮すべき「社会」の概念が広がる

としているという状況がございます。そういった動きがジェトロのガイドライン、あるいは今後移行して発足する新JICA、あるいは新政策金融機関の環境社会配慮ポリシーにどう影響を及ぼすのか及ぼさないのかというようなところは、私自身、あるいは国際協力銀行自身の問題として抱えている問題でございますので、今後の議論でもそういったことでお役に立てるようなことがあればご紹介させていただきたいと思います。

きょうからお世話になります、よろしく願いいたします。

事務局（植田） 岡崎様、どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまよりプログラムに従いまして議事に入りたいと思いますが、ここより委員長に進行の方をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

原科委員長 それでは始めましょう。

どうも岡崎さんありがとうございます。

このような機会ですので、メンバーに岡崎さんにお加わりいただきました。JBICのいろいろなご経験をぜひこの場でも生かしたいと思いますので、その意味では前からちょっとお話ししましたけれども、NGOの方をできたらもう一人ぐらいお願いしたらいいかと思います。JBICのガイドラインをつくるプロセスでいろいろNGOからの情報提供をしていただいた組織でFOEジャパンでございます。ここがこういったいろいろなことをご存じなので、できたらそこから1人ぐらいお願いできたらいいかと思いますが、いかがでしょうか。一応幹事会ではそんな方向ではどうかなということ相談いたしました。もしよろしければお声をかけさせていただいて、次回ぐらいから参加していただくと。

よろしいでしょうか。

事務局（藤崎） ジェトロの方で引き取らせていただき、適宜対応いたします。

原科委員長 委員の方、よろしいですか。

きょうは4名の方がご欠席ですが、では、そのように進めさせていただきます。

それでは議題をごらんいただきましてプログラム1でございますが、ジェトロ事業における環境配慮上の問題点についてということで情報提供をお願いいたします。

では、藤崎さんをお願いしてよろしいですか。

事務局（植田） それでは、この部分でございますけれども、まずこれまで皆様にジェトロ事業につきまして口頭や書類でご紹介をしたわけでございますけれども、一つ、ビジュアルに見ていただくというのも意味があるのではないかと思います。これまでの議論ですと皆様特に中小企業の輸出促進、それから海外投資の支援という部分にリスクがあるのではないかとご指摘がございましたので、実際、ジェトロがどういう仕事をしているかということにつき

まして最近のジェットロのテレビ番組「世界は今」から2つ番組をまず見ていただこうと思います。その後、各部の方から環境社会配慮の点で特に気になる点ということで発言をいたしたいと思っております。

お手元にこれからお流しするビデオの資料をお配りしてございますけれども、1つ目が「アジアに売り込め！中小企業の技術」ということで、11月25日に放映されたものでございますが、秋田の製造業2社の輸出事例を紹介しております。そのうちの1つが第1回目のときにご紹介をいたしましたハンダづけの関連機器のメーカーのケースが入っております。それからもう一つが海外投資の支援ということで、最近派遣した海外投資のミッションの活動をご紹介します「中国・華南とベトナムの投資環境を視察」ということでごらんいただきたいと思っております。それではビデオの方、よろしく願います。

〔ビデオ上映〕

原科委員長 どうもありがとうございました。

今ビデオをごらんいただきましたけれども、これまでの業務の中でいろいろ問題点と申しますか環境社会配慮上の問題点を感じたことがおありかと思しますので、そういったことにつきましてご担当の方、各部から問題点について、あるかないかも含めてご説明いただきたいと思っておりますが、これはどちらへお願いしたらよろしいでしょう。

では、市場開拓部長。

永田部長 市場開拓部、永田でございます。

私どもの部、前回ちょっとご説明申し上げましたけれども、輸出促進の関係と海外投資の関係、今ご紹介申し上げました2本の事業を担当しております。

まず、先ほどご紹介しました事業について補足説明をさせていただきますと、まず最初にご紹介申し上げましたのが、輸出の案件を発掘し、それを何とか商談、最終的には成約まで持っていくということについてきめ細かい対応を私どもの方でお願いしております外部専門家の方にやっていただく事業でございます。

現在、10名、北は北海道から南まで10カ所、10名の方、主に機械関係で7名、繊維の関係で1名、それと伝統産品、デザインの関係でお一人、さらには環境機器の関係で1名、都合10名の方にそれぞれ専門家をお願いしております。

それでそれぞれ各地域レベルで今まで輸出の技術を持っていながら、いい品物を持っていながら輸出ビジネスを手がけていなかった方とか、ないしはスポットではちょっと輸出したことがあるけれども、継続的なものになっていない、ないしはさらに新たな市場開拓をしたい、地域を輸出先を変えたいというようなご希望があった場合に応じております。

それぞれの各地域での協議会といいますか、県、市等の方にも入っていただいて、その中で案件、いわゆる指導する案件の選定をいたします。そこから選定された以降にまさに専門家による指導が開始されます。

それと2点目の投資ミッションでございますが、ご紹介がありましたとおり華南、中国の南と、それとベトナムの中部にありますダナンにまで一部陸路をたどるような形で視察ミッションを派遣しております。これは通常の投資ミッションは現在ですと日本サイド、日本から送り出すミッションとしては大体四、五本というような感じでやっております。ミッションで行かれますと現地で投資計画庁、いわゆる投資誘致にかかわるところ、ないしは産業開発公社等々を訪問して説明を受けるとともに、実際工業団地ないしは既に進出されておられます先ほどの食品メーカー、ヤクルトさんですか、出ておりましたが、そちらの方に伺って例えば労務管理上の問題がどうであるとか、その他いろいろご苦労なさっているような件だとか等々についてもお話をお伺いするというような感じで、実際進出を決定されるに当たっての情報収集して頂くというのが主たる目的でございます。

原科委員長 ありがとうございます。

それでは、問題点の有無についてお願いいたします。

永田部長 それと前回の委員会の際にも一部ご質問、ご指摘等ございました。私ども海外で現在、貿易・投資の関連の相談業務にあずかっております。その中で環境関連の問い合わせ、ないしは一部トラブルが生じたのではないかというような関係でのご質問、ご相談があるかどうかということでございますが、まず私ども今海外と国内の事務所において貿易・投資の相談業務にあずかっております。年間、これは非常にざっくりとした数字で申し上げますと、十何万件という感じのオーダーでございます。もちろんその中身は、例えばこの商品の当該国の輸入関税率が幾らであるかというようなレベルのご相談というかご紹介から、さらには実際にこういう形でどここの国に出たいんだけど、投資をしたいんだが、どのような規制ないしはそれにかかわるインセンティブ等々あるかというようなことでかなり高度な内容に踏み込んだご相談が出ているケースもございます。

そういうケースですと、例えばなかなか私ども職員レベルでは対応できない部分もございますので、先ほど出てこられましたいわゆる輸出専門家と同様に海外においてその種の投資相談にあずかるアドバイザーを現時点でアジアに都合16名配置しております。それぞれの各事務所に配置しておりますが、そこでは進出後の経営、運営に関してのご質問も含めていろいろ質問にあずかっております。

ちなみに年間16名のアドバイザーが1年間通じどれぐらいの件数の相談にあずかっています

かということ、約8,000から9,000件でございます。今年度につきましてはまだ11月ぐらいの時点までの件数でございますが、現時点で3,500件ぐらいでございます。そのうち環境関連はと申し上げますと、28件ございました。必ずしも日常的に環境なら環境という項目で整理したり、ないしはその他知財関係なら知財というような形で整理しておりませんので数字としては出てまいりませんが、全部検索してみますと、当該年度だけでいきますと環境関連28件。ですから全体の3,500件のうちの28件ですので1%弱、0.8%というぐらいのオーダーでございます。

しからは、どの種のレベルのご相談があったのかということの数例ご紹介申し上げますと、例えば輸出の関係で申し上げますと、単にドイツの廃棄物規制、欧州の環境規制というのはどうなっているんですかというようなレベルのご質問から、さらには投資の関係で申し上げますと、木工用の塗料を中国で生産したい。これはたまたま場所は上海でございましたので、上海の場合ですと化工といえますか、化学の工業の化工特区、集中区というのが指定されております。化学関係ですとこちらの工区にしか進出できないというような規制がございます等々いろいろな形で相談に応じる、ないしは環境関連の施設が当該進出を考えている工業団地において設置されているかどうか、例えば具体的には省略しますが、その生産の過程で排水に塩分を含んでおります。この処理施設はどういうことになるのでしょうか。当該工業団地の方に当たりますと、そこには設備はない。よって、具体的にみずから進出者が処理施設を設置しなければいけない。こういうことがわかってくるとかいうそのたぐいのお話でございます。

環境というくくりで申し上げますと、当該製品ないしは進出するに当たって当該企業が生産するものについての環境関連の問題と、それから先ほども一つの成功例として出ておりますが、環境対応、ないしは環境機器としてこれの輸出についていろいろ相談にあずかるというようなケースがございます。

前回の委員会でも申し上げましたが、要はJICAさん、先ほどのJBICさん等々と違って投資の案件そのものを、丸抱えでプロジェクトそのものを私どもジェトロでお引き受けして一切合財お調べするというようなことではなくて、局面局面で照会に、ないしは質問にあずかって、それに対して私どもの方でしかるべく対応させていただいている、アドバイスをさせていただいている、これが状況でございます。

原科委員長 わかりました。どうもありがとうございました。

ほかに何か情報提供等ございますでしょうか。今の情報は大体よろしいでしょうか。

どうぞ、貿易開発部長さん、お願いします。

柳田部長 貿易開発部の柳田と申します。よろしく申し上げます。

私ども貿易開発部と申しますのは、途上国の産業育成、特に貿易を通じた地域の開発、成長

を支援するということで、主として現地の製品を日本市場に、あるいは第三国という場合もありますが、大半は日本市場にいかにして持ってきてその国の当該分野の輸出を拡大できるかということを支援しているというのが一つ大きな仕事としてございます。

その中で問題意識としてございますのは、私どもは基本的には現地にある製品を発掘をして、その製品を日本の市場に合うようにどのように改良すればいいかというようなところを指導しているわけです。我々は一言で言えばマーケティング支援をしているわけですが、物によりましてはそれ以前のところ、当然、当該製品と申しますのはいろいろな原材料等を使われるわけですから、そういった原材料の一番川上のところまで戻っていきますといろいろな環境社会にも影響があるかもしれないということで、普段は一つの製品になったものしか見ていませんけれども、そこから我々の仕事が始まっているという認識ではあるんですが、実際には日本市場には、例えば形を変えるデザインの指導であれば非常にわかりやすいですけれども、色合いがどうのこうのとかなると当然染織の問題とか出てきます。かつ、材料そのものが木製品であれば木材の問題とかいろいろなところに関連をしてきますので、そういったところを果たしてどういうふう到我々は理解していけばいいのかというのがいつも悩みではあります。

現に、直接そういう材料がどういう形で供給されているのかというところは我々としては正直なところ、認識はほとんどしていない。果たしてそれが我々の事業の中で果たしてそれでいいのかどうかというようなことは、特に我々、対象が全部途上国ですので気になるころではあります。

原科委員長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、委員の方々、ご質問等ございましたらどうぞお願いいたします。

満田委員、どうぞ。

満田委員 投資促進支援についてなんですが、環境面での質問は必ずしも多くないようなんですが、その中でいつも聞かれることというのは恐らく決まっているのではなからうかと何となく想像しているんですね。それに対して、もうちょっと進出するに当たってはこういうところにまずは配慮するべきであるとか、こういうところが問題となりがちであるというような事例集ですとか、あるいはFAQのようなものをつくらうとされたようなそういう試みというのはあるのでしょうか。

永田部長 相談業務にあずかる場合には、やはり専門家も特定の分野であったり地域的にも限られている部分もございますので、そういう意味では広く投資関連の情報については私どもジェット口としても収集して、極力それは取りまとめるようにしております。

一部はデータベースの中に入れて蓄積を図って共有化を図るといったようなことはやっております。

原科委員長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

田中委員、どうぞ。

田中委員 3,500件中28件の環境関連のお問い合わせがあったというふうにお聞きしたのですけれども、昨年とか5年前、10年前とかそういう経年的なものとしては、数はどれくらいあるものなのでしょうか。

永田部長 申しわけございません。先ほど申し上げましたように、実は各分野テーマ別に全体で十数万件というようなことでございまして、最初の段階から分類を設定していない関係で、今の段階ではマニュアルで検索して引っ張り出すというような作業しかちょっとできません。ですからそういう意味ではその前の年度について環境関連がどれくらいだったかというのは数字としては持ち合わせておりません。

先ほどご紹介申し上げましたのは、今年度の分についてでございます。

田中委員 恐らく議論する中で客観的な情報の一つとして、中小企業の方が環境分野で実際どんな質問をされているかというあたりは非常に興味があるものですから、今部長から3つほどご説明がございましたけれども、もし何か差し支えなければそういった情報もまた後の機会にでも見せていただければ、恐らくその中からいろいろなまたアイデアとかも出てくるのではないかと、そういうふうにした次第です。

ドイツ、EUの廃棄物規制はというお話がございましたけれども、私どもJICAの業務でもドイツのミッションと仕事をする機会も時々ありますけれども、廃棄物に関しては非常にドイツ政府が熱心で、特に人口2万人以下ぐらいの小規模な都市での廃棄物処理に対してドイツはかなり熱心に技術移転などををしております。ですからそういった面も含めまして、ぜひまたの機会にそういった資料も見せていただければと思います。

原科委員長 今照会のあった28件の具体的な中身がわかるような資料を出していただくと、議論しやすいですね。本当はきょう、そういう意味ではそれがあるとよかったですね。

永田部長 あとこの場で私の知っているところで申し上げますと、例えば食品関係ですね。アジアだったと思いますが、大きなショッピングモールか何か、その一角にレストランを設置したい、開業したいということで、例えばそうすると食品衛生法から始まりまして、環境関連で申し上げますと、食品のための管理法がありまして、要は厨房をどれくらいの広さにしなければいけない、高さをどれくらいにしなければ、水はけがどれくらいでなければいけないというようなもろもろの規制がございます。そういうものについてご説明させていただくとか、あ

とは中古車の販売の関係です。

その他ありましたのが、鉛を抜くんだけれども、蓄電池を中国に輸出したい。中国サイドでは完全に輸入禁止品目に鉛を抜いてもなっておりますのでそれは輸出できませんよという形でご説明しております。

というような形で、なかなか系統立てての質問にはならないんですが、私がちょっと記憶しておりますのではそのようなものがございました。

あと電子部品の関係で化学有害物質を含む可能性がある。その場合には当該国における規制というものはどういうものですか、最大の含有量について規制があるのですか、こういうお尋ねでございます。それは実際、現地の法律に照らしてご説明させていただいております。私の記憶では、それは現時点ではどれぐらいの含有量であるかということを経験の外にきちっと明示すればよいということと、加えて当該製品の業界で設定しております基準値というものについてきちっとそれに適応しているかどうか、これが問われますというような規制があるとか、そういうもろもろのご説明をさせていただいております。

原科委員長 今の点、資料を整理されたということであれば、何か次回ぐらいに出していただくとうれしいと思います、具体的なものを。次回というよりその前がいいかな、資料を送っていただいた方がいいですね。それで各委員ごらんいただいて。そうするとよく見えてきますね。この件、お願いしてよろしいでしょうか。お願いします。

松本委員、どうぞ。

松本委員 メコン・ウォッチの松本です。

今のにちょっと関連してですけれども、そういう説明をされるとき、今の部長のお話ですとどちらかという制度、あるいは現地国の基準、そういったものをご説明する機会というのが多いという理解なんですけれども、この後、案件形成の話の中でも出てくると思いますけれども、基本的に相手国の法律、制度を遵守するというのは大原則としても、やはり日本の公的な機関が外に出ていくときにそれだけで本当にいいのだろうかという議論が、JBIC、JICAも含めてこれまで議論をされてきたポイントだと思うんです。

そういう意味で2つ教えていただきたいんですが、1つはそういう質問に対して現地の基準等をご説明されるのが環境分野のご専門の方、ジェットロがお持ちの専門家リテールの中のそういった分野のご専門の方なのか、それとも法制度とかそういうものを知っている、あるいはその場で調べて伝えるという対応の仕方なのかどうかというのが1点目の質問です。

2点目は、とはいえ非常に基準値が悪かったり、あるいは遵守度の悪い国ということもあると思うんです。そういう国に対して、単に基準値を伝えたりあるいは法制度のみを伝えるだけで

は不十分ではないだろうかと専門家の視点として思うような国に対して何か追加のアドバイスをするようなことはあるのかどうかというのが2点目です。

永田部長 まず1点目でございますが、先ほども一部ご説明させていただきましたとおり、すべての分野にまたがった専門家ということではないということがございます。

ちなみに、海外投資アドバイザーと我々は呼んでおりますが、海外で相談にあずかる者は環境の専門家がいるかという、おりません。先ほど輸出の関係で環境機器の輸出を担当している専門家はおりますが、海外で相談に預かるという方のうちで環境の専門家はおられません。

専門家でないがゆえにすべての製品についての基準、規制の内容について承知しているわけではありませぬので、あくまでもきちっと該当する法令について一応お渡しして、それは専門家のいわゆる質問されてこられた方が読み込み、解釈をされるという部分もあるかと思えます。うちの方でお答えなかなかできない場合には、例えば最近では環境のコンサルタントとか現地にもおられます。そういうしかるべき方をご紹介しますとかというようなこともあわせてやっております。

それと2点目の遵守についてなんですが、先ほど例示させていただきましたのは、あくまでも環境の問い合わせだけで来られるのではなくて、海外投資、進出するということになりまして、この工業団地に出たいと思っているけれども、電気、水道の設備がどうなっているのかというようなことも含めてですから、例えば先ほどの水処理の関係の施設があるのかないのかということだけでのご相談ではなくて、もう少し広い意味での投資、進出のご相談にあずかる。それは税制であったり、投資のインセンティブであったり、ないしは人材確保をどうするか、労賃がどれぐらいなのか等々もそこはもう千差万別でございますので、その中で環境についてはまず基本はやはり遵法だと思います。ですから現地の法律に基づいて、まずは私どもは判断せざるを得ない。勝手にそこは解釈できない世界だと思いますので。

原科委員長 わかりました。どうもありがとうございます。

それでは、もう一つ情報を用意していただいております。今そこに出ておりますが、「貿易・投資と環境・社会配慮 国際的枠組みに関する一つの整理」ということで、ジェトロ総務部の環境班、藤崎さんに資料を用意していただきました。ちょっとこれをご紹介いただいて、また議論したいと思います。

事務局（藤崎） ジェトロ総務部環境班の主査をしております藤崎でございます。アジア経済研究所とジェトロが統合されてもうかれこれ10年近くになるんですけども、私自身はアジア経済研究所の方で長らく発展途上国の環境問題を中心に研究をまいりました。

きょうこれからお話しするのは、例えば日本国際経済学会のプレナリーセッションとかそう

いったところでもお話しをしていることですので、人によってはもう聞き飽きた話かもしれませんが。個々の途上国、私の専門は東南アジアでございますけれども、例えば東南アジアの個々の国々を歩いて見れば見るほど、やはり国よりの違いというのは非常に大きいと実感しております。そんな私自身の経験を踏まえ、とりわけ産業化と環境問題、環境汚染問題を中心として議論を少々させていただきます。今回の委員会でも「インバウンドであるならば日本の体制というものがあ程度しっかりしているからアウトバウンドの方が、とりわけ途上国の場合が問題ではないか」というご議論もございますので、そのあたり、うまく話がかみ合えばいいなと思っております。

最終的には現在、とりわけ90年代の後半以降多くの国際的な、環境関連の条約、協定の類が、例えばマルチラテラルなものに限りましていろいろなものが制定されておりますので、そういったものの整理に私自身の議論としては収束をさせていきたいと思っております。

よく聞かれる議論ではございますが、例えば途上国を一くりにしまして、これら諸国の環境規制は緩いという主張は結構さまざまな方がなさっています。ただ、私自身はどうもそういった議論にはすぐさまには納得できないという部分がございます。例えば有害廃棄物の越境移動、それから問題となりますのはとりわけ例えば有害化学物質の貿易取引、このあたり非常に大きな、特に途上国に関連しましては大きな問題だと思っておりますので、そのあたりをちょっと念頭に置いていただきまして議論させていただきたいと思っております。有害廃棄物の越境移動のケース、これには、配布物あるいはスライドにありますとおり、先進国から先進国へ移動するケースもございますし、それから先進国から途上国というケースもございます。今では後ほどご説明しますとおりバーゼル条約という形でこれに対する縛りがかかっております。バーゼル条約、そしてバーゼル国内法がございますので、例えばこれらの条約、法に触れることを引き起こせば今では違法行為なわけです。廃棄物といえども国内でもさまざま、今でも問題が起きているのは皆様ご承知のとおりでございますので、日本国内においてもなかなか解決が難しい問題ではないかと思っております。

ここでは途上国ということ意識させていただきまして、先進国から途上国への越境移動について考えてみます。今申し上げましたとおり、日本国内だって廃棄物の問題では現在でも大騒ぎになるのでございますから、これは日本国内でも必ずしも解決ができていない問題です。しかし、例えば先進国で法規制、それから技術基準が厳格化されるとします。一方で、例えば途上国の場合、有害廃棄物の管理体制が、法律があつたとしても、担当する人員や予算の不足から、全体としての管理体制が不備な場合がある。そうすると処理に困った先進国側が、例えばこういった廃棄物を違法と知りながらでも出してやる、他方途上国側がそれをある代償を得

て輸入する、いずれの側にも相応のインセンティブがあるわけです。結果として有害な廃棄物の違法な越境移動が起きる。これは私がちょうどフィリピンにおりました時におきた違法越境移動事件ですが、ニッソー事件というのがありました。日本から医療廃棄物等が古紙と偽って輸出をされ、これがマニラの港で発覚し騒ぎになりました。結局その輸出業者は倒産をしまい、国が行政代執行によって日本国内に引き取った上で処分をする、という経過をたどりました。こういったケースというのは、結構あります。

今私は全体としての管理体制が不備なためと言ったんですけれども、このあたりは日本国内でもやはり廃棄物関連のさまざまな事件が起きているのでありますから、例えば途上国のケースでは、担当官庁の能力、その他の諸事情を考えれば、なおいっそう難しい問題であるということは十分ご理解いただけるのではないかと思います。

さて、この辺で若干視点を変え、環境規制に対して企業がどういうふうに対応するのか、さまざま学会レベルでも議論がございますので、そのような議論の整理を私なりにさせていただきます。

先にお話ししましたのは完全に違法行為としての例えば有害廃棄物の投棄というケースでしたが、今から取り上げますのは例えば環境規制の強化に伴って、企業がどう反応するのか、という問題です。例えば一つの考え方はスライドで挙げておりますようなPollution Haven仮説です。要は規制の緩いところ、国、地域に汚染集約産業が生産拠点を移し、それによって問題が生じる。これは公害輸出論とも言われますが、やはり実際そういった事例というのがあるんですね。

これもフィリピンのケースでございますけれども、ある日本の製鉄会社が、この会社は日本国内でもさまざま問題を起こしておったのですけれども、一番汚染物質を出す焼結プロセスをミンダナオの北部に持っていきました。これは70年代の話なのですけれども、一時メディアで取り上げられ世間を騒がせることになりました。

それから例えば2つ目、車の廃バッテリーから鉛を回収する産業です。こういう産業(鉛再生業)というのは、日本国内にも実際に20年程前まではあったのです。それが結構深刻な公害問題を引き起こしたという事実があります。厳しくなった環境規制ばかりではなく、工場周辺の住民とのトラブル、さらには労賃の上昇といった問題も背景にはあったと思いますけれども、結局のところこの産業は日本国内では立ち行かなくなって、そして例えば台湾に移っていった(廃バッテリーが日本から台湾に輸出されるようになった)。台湾でまた問題を起こした。台湾でもさまざまな規制がかかってきたり、周辺住民とのトラブルがあつたりして、鉛再生業は今度はインドネシアに移っていった(廃バッテリーはインドネシアに輸出されるように

なった)。このケースでは必ずしも同一企業がやっているというわけではないのですが、これもPollution Haven 仮説が妥当するように見える古典的事例と言えるでしょう。

これらは繰り返し指摘をされるPollution Haven 仮説あるいは公害輸出論の代表的事例なのです。しかし、ここでちょっとお考えいただきたいのは、例えば日本の製鉄業、ご承知の通り幾つも世界的な大企業がありますが、すべての工場が移ったのかということ、そんなことはないわけです。そういったところから考えますと、必ずしも、このPollution Haven仮説というものがそのまま成り立つという話ではないだろうと考えられるわけです。そもそも、企業は必ずしも環境基準のみを考慮して工場の立地を考えているわけではない。このあたりは経済学の実証研究から、ある程度ははっきりしていることだと思います。

次に、マイケル・ポーターというハーバード大学の先生がおられますが、彼はまた環境規制と企業の行動に関して別の視点で議論をしております。環境規制が厳しくなるとそれがどういうふうに影響を及ぼすのか。例えば産業の国際競争力はそれによって低下するのか、こういう設問をいたしましてそれに対するポーターの答えがユニークなのです。例えばこれは日本人にとっては非常にわかりやすい部分がありますが、日本の自動車産業、例えばホンダが典型的にそうですけれども、マスキー法の規制を世界で初めて突破して達成は無理と思われていたアメリカの当時の環境基準をクリアするような車をつくっていったわけです。さらに日本車は、小型車で燃費のよさも売り物にしていく。日本の自動車会社は「環境にやさしい」ことを売り物として国際競争力を高めてきた。実は環境規制をクリアすることによって、むしろそういう技術革新を起こすことによって、環境保護に要する費用負担を相殺するだけでなく生産性の向上、それから国際競争力の増大ももたらし得るとというのがマイケル・ポーターの仮説なのです。日本車の事例など考えますと、確かにそういうこともあり得るかなと思われるわけです。

何を言いたいかといいますと、すべからく環境規制が例えば緩ければ、そういうところに産業は移っていくものだと決めつける議論をする必要は実際にはない、ということです。

さて、もう少し議論を進めて、今度は発展途上国の環境規制が実際に緩いのかという問題提起をさせていただきたいと思います。ここでは現実の例えば東南アジアの国々の事情を想起いたしまして議論させていただきます。まず申し上げたいことは、日本のような先進国の場合と途上国の場合とでは、環境法、環境規制の導入ないしは環境政策の制定に至る経緯が大きく異なるということです。

例えば日本は世界的にも稀なほど非常に深刻な環境問題、公害問題を経験した訳ですが、そのとき何が起きていたのか。例えば1960年代を思い浮かべていただければわかりやすいと思いますけれども、実は当時の日本には、これはほかの先進国も基本的にそうだったわけですから

ども、ある意味公害を規制するためのルールというものが存在をしていなかった。ルール不在の結果として深刻な公害問題が起きてしまって、それに対応して例えば住民に突き上げられる形で地方自治体においてまずルール作りという改革が始まった。そして、その影響が中央政府にも及び、60年代末に大きな転換が起きた、というのが日本の経験ではないか。当時は欧米の先進国でも基本的にはやはり環境規制をするための法的な枠組みも余り整備されていなくて、その結果深刻な公害問題に直面することになった。日本や欧米先進国の経験をこのように総括することもできるかと思います。

これに対して途上国の場合どうなのか。これら諸国の人々はこういう先進国の経験を見ております。とりわけ大きかったのが1972年の国連人間環境会議でございまして、ストックホルムにおける会議の場で例えば水俣の方たちの姿を多くの参加者が目の当たりにするようなことにもなりました。そういったことが大きく影響をしているのだと思います。70年代に入りますと東、東南アジアの国々も環境関連法制度の整備を進めることとなります。このスライドがその一覧でございましてけれども、早いところでは、例えばマレーシアの環境基本法、インドの水に関する法律、それから台湾の水、廃棄物、大気に関する法規、そういったものは74年にはもう制定をされております。その後、タイ、フィリピンそして韓国、と続々と環境に関する基本法が制定されます。産業化の初期の段階で環境法の整備が進む。このあたりが、先進国のケースとは大きく違うところではないかと思えます。法制度そのものの整備に関しましては、先進国の経験も踏まえ、比較的速やかになされた、というのがアジアの途上国の辿ってきた道なのではないでしょうか。

途上国の場合問題は、先進国のような「ルールの不在（あるいは欠如）」ではないようです。では、何が問題なのか？これはダグラス・ノースという新制度派経済学の代表的学者の議論なのですが、社会のルールには、成文のルール（文章化された明文の法律）、それから不文の行為コードのような慣習的なもの、そして執行（エンフォースメント）、つまりルールを強制する営為、の3つがあると考えられるわけです。そして、途上国の場合にはどうもこのうちのエンフォースメントの方に大きな問題があるということが分かってきています。

このスライドに説明してあるとおり、エンフォースつまり強制するということ、ないしは執行するということは、ルール違反を監視し、ルール違反者にはペナルティを与えることでそのルールを人々に強制する営為です。このスライドに示されていますように例えば日本の場合でもさまざまなエンフォースの仕組みが作られてきました。しかしながら、最近もある製鉄会社が水質汚濁防止法違反で摘発されていますが、法治国家としての長い歴史を持つ日本においてすらルールの強制を完璧に行うことはなかなか難しいというのが現実です。途上国ではより広

範に「ルールはあるがその執行が難しい」という事態が起きていると考えていいのかもしれませんが。

ここで議論をひとまず整理します。先進国ではルールの不在、ルールの欠如のもとで大きな公害被害が生じた。一方途上国ではむしろ執行の欠如が問題を生じせしめている。

ただ、このように整理してしまいますと問題が無いわけではない。といいますのは、先ほど申し上げましたとおり、途上国と一くくりにしてしまいますと各国間におけるパフォーマンスの非常に大きな差を無視することにもなりかねないからです。そのあたりをここではご説明しておきたいと思います。マレーシアとフィリピンにつきまして、私自身何度も歩いたことがございますので、この両国を例にお話をさせていただきます。今お示ししていますスライドに書かれておりますように、マレーシアとフィリピンでは汚染規制に関する法律の文章自体はほとんど同じです。「何人も、許可なしに、または許容条件に違反して、汚染物質を排出してはならない」という規制の原則、法的な仕組みという点ではほとんど同じなのです。しかし、実際にそれが機能しているかどうか、ルールの執行に関しては大きな差があります。端的に言いますと、経済開発の実績で優っているマレーシアは環境面でも、ポリューションという 이슈に限ってではございますけれども、ルールの執行に結構成功してきている。他方フィリピンは経済開発ばかりでなく、環境管理（規制ルールの執行）の面でもマレーシアに遅れを取っています。

先にお示しましたように、マレーシアの場合、環境に関する基本法（環境質法）を1974年につくっておる訳ですけれども、この基本法を根拠にさらに個別の汚染対策のための実施細則（環境質命令および規則）をつくってきました。その最も初期につくられたのが2つの伝統産業の汚染対策に取り組むための細則でした。パーム油の搾油、それからゴム、これはクラムラバーをつくる過程、この両者が当時この国で最も深刻な水汚染を引き起こしておった。この両産業の汚染に対して規制をかけたわけです。結果としてどんな形になっているかというと、この両産業では短期間に非常に効果的に汚染水準を下げる事が出来たと評価されています。さらに、大気汚染関係でも、後でグラフを見ていただきますけれども、例えば有鉛ガソリンの規制による大気中の鉛濃度の低下に関しましても結構短期間に成果を上げています。もちろんその一方で例えば熱帯林伐採問題、パーム農園の開発に伴う森林の破壊等の問題で世界的に非難を浴びていることもまた事実でございます。

このスライドは一般大気中の鉛濃度を示したものです。1991年に無鉛ガソリンを導入することによって、その後急激に大気中の鉛濃度の減少というものを達成しております。ガソリン中の鉛の規制に関しましては日本が世界に先駆けて開始したわけですが、欧米諸国は結構遅く

1990年代になってようやく取り組みを開始したような状況です。実は、マレーシアに限らず、アジアの多くの国々が90年代から2000年代にかけてこの鉛の問題を解決するに至っていません。

こちらのスライドは、先ほどのパーム原油の搾油時の汚染の減少をグラフ的にあらわしたものでございます。パーム原油搾油工場の数が限られているということもございますけれども、今日で言う経済的手法も用いまして、汚染を減らしております。

次のスライドは大気汚染の状況をアジア諸国横並びに見てみたものでございます。やはり中国とかインドが例えばPM₁₀をとりましても非常に高い数字を示しております。一方、マレーシアなんかを見ますと、必ずしもひどいという数字ではございません。

次にフィリピンについてお話しします。フィリピンの場合産業化もなかなかうまくいっていないわけですが、既に指摘しておりますように環境対策、公害対策に関しましてもなかなかうまくいっていないというのが実情です。自分が長年係ってきた国のことでもあり残念ではありますが、それが現実です。汚染規制のルールに関して具体的に申し上げれば、マレーシアと同じでフィリピンの場合も例えば汚染の処理設備を設置する場合、ないしはそういった設備が必要なような工場をつくる際には当局に届け出をして許可を得なければいけないのです。ところが、スライドに示してありますとおり、投資委員会に登録した事業所で汚染の処理設備が必要とされるもののうちわずか20%以下の事業所しか建設許可、操業許可を取っていない、こういった状況がフィリピンでは放置をされてきました。

今度はこちらのスライドの数字を見ていただきたいのですが、これは汚染防止装置の設置状況と操業許可の取得の状況を示しています。これは天然資源環境省自身が公表している数字なのですが、そこに非取得という項目がございますね。この数字どんどん上がってきているわけですが、これはれっきとした違法行為です。違法行為がそれと分かっているのに実際に放置されてしまっている。その結果としてさまざまな問題が生じている。これがフィリピンの実情です。

環境アセスメント制度の導入、これもフィリピンは結構いち早くやっております。次のスライドですが、ここにありますとおりフィリピンは、78年、79年には環境影響評価制度を導入し、その後数多くのアセスメントをやってきております。実際その後2003年にかけて2万1,000件のプロジェクトがこの国では環境アセスの対象になったそうですけれども、このうち当局のモニタリングを受けているのは18%のみだそうでございます。要するに環境アセスもやりっ放しという状況です。

議論をこのあたりでまとめておきますと、要は先進国の経験が自分たちの見えるところにあ

るわけでございますので、環境規制法にしる環境影響評価制度にしる、導入するのは割とたやすくできるわけです。しかし、その実効性の担保というんでしょうか、執行の確保が伴わないのがフィリピンに代表される多くの途上国の実情であろうと思います。

例えばベトナムは昨年、環境保護法を改正し、そこではもう戦略的環境アセスメント制度まで実際に導入しているわけです。ただ、これがどれだけ実効性を持つのか、そのあたりがベトナムにとっても問題であろうと思います。

さて、ここからは国際的な枠組み、例えば私どもジェットロが貿易・投資促進事業にかかわる場合において踏まえるべき国際的議論の動向、条約や協定といった国際的なルールの現状について、まとめてみることにいたします。申し遅れましたが、本日私が申し上げておりますことは基本的に全て私個人の見解でございます、法人としてのジェットロのものではございません。あくまで個人の見解であり、それによって委員の皆さんのご議論をある意味でファシリテート出来ればと思っております。この点、どうかご理解いただきたいと思っております。

国際的な枠組みとしてのG A T T / W T Oの場合、紛争解決の仕組みがございます。そこで、例えば貿易を巡って各国間でどのような紛争が生じてきたのか、この点をちょっと見ておきたいと思っております。例えばお手元の資料のパワーポイントの方ではなくて表1、表2、さらにはグローバルコンパクト及びO E C D多国籍企業ガイドラインに関してまとめた文書も一緒に見ていただきたいと思っております。環境関連で国際貿易上の紛争が起きているということでは、これは1回目のときから松本さんがご指摘されておりましたけれども、例えば有名なツナをめぐる米国とメキシコ、それから中継国としてのE Uの紛争があります。このケースではアメリカが取った環境保護措置をめぐるさまざまな議論が関係国間で行われました。

それから、やはりこれもアメリカが提起をしているエビの輸入規制です。ウミガメの生存に影響を及ぼすようなやり方でエビをつかまえたならそのエビは輸入させないというので随分インド、さらには東南アジアの国々とやりとりをしております。

これらの3つの紛争とはちょっと次元が異なりますけれども、例えばE Uとアメリカとの間では肥育ホルモン牛肉の輸入禁止をめぐる長く現在も続く紛争を抱えております。これは、要は、E UはE U独自の食品の安全性に関するある評価基準を持っており、簡単には譲らないということです。例えばW T Oのパネルで「W T Oのルールに反するのではないの」と言われても、さらには例えばアメリカから対抗措置をとられてすら、E Uは頑張っただけその主張を通しているということです。食品の国際貿易に絡んではこのような動きもあるということをご紹介させていただきます。

次に、多国間の環境協定でございますけれども、例えばワシントン条約、バーゼル条約、生

物多様性条約、それからバイオセーフティをめぐるカタルヘナ議定書、ロッテルダム条約、それからストックホルム条約と次から次と最近は多国間環境協定が結ばれております。

これらについては表2に少し詳しくまとめてございますけれども、私ども貿易・投資の促進等にかかわる団体としては例えばこういった協定があるということも、十分認識してかかるべきであろうと思います。

例えばバーゼル条約とロッテルダム条約はとりわけ発展途上国との貿易取引に焦点を当てた、前者は有害廃棄物の越境移動、後者は有害化学物質の貿易取引に関する国際取り極めでございます。

それから次のスライドに参りますと、まず近年の独自の考え方に基づくEUの攻勢、新たな規制、基準の導入にご注目いただきたいと思います。例えば廃電気電子機器に関する指令(WEEE)、そして電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する指令(RoHS)指令でございます。RoHS指令は今年の7月1日に施行されております。これについてはもう中国がやはり中国版RoHS指令というものを既につくっておりまして、来年の3月1日には施行の予定です。

つい先々週成立いたしましたEUの化学品規制(REACH)、これはEUの独自の考え方を反映したものというのでしょうか、予防原則を前面に立てた厳しいものになっておりまして、世界的に論争を、議論を呼んでいるところだろうと思います。

食品安全性に関しましてはコーデックス基準がございます。また、このスライドでは「ナノを巡る安全基準/規制」としてありますが、別にこういったものが既にあるというわけではなくて、単に現在議論が始まっているということなのですが、やはり将来的なリスクということを考えると、こういったところにも目を配っておいた方がいいのであろうと思います。

1枚スライドを戻りまして説明をつけ加えますと、カタルヘナの議定書と申しますものは、バイオテクノロジーにより改変された生物の移送、取扱い、利用に関しましての国際的取り決めでございます。

話をさらに進めますと、例えば日本もそうでございますけれども、FTAが世界中でつくられておりますが、こういうFTAに関しましては環境配慮をすべしということでさまざまな動きがございます。

やり方としては2つあります。まず第1の方法は協定に環境条項を盛り込むというやり方です。多くの環境協定その他にありますとおり前文、それから目的に環境保護を明記する。またWTO20条を思い起こしていただきたいと思いますが、一般的例外条項の一つとして環境措置を位置づける、こういったやり方もございます。

第2の方法はF T Aに関する環境影響評価制度の導入です。これは米国、カナダ、E Uが既に取り組んでおりますし、日本政府も環境省がどういうふうな形でF T Aの環境影響を評価するかに関し報告書を出しております。

次に環境社会配慮の中でも「社会」の方に目を移しまして、ここでは労働を中心に議論させていただきたいと思います。この分野における国際的枠組みとしては、例えばI L Oの中核となる労働基準が上げられます。これは1995年にILO理事会で決定をされておまして、強制労働の禁止、雇用及び職業における差別待遇禁止、男女間の同一報酬の付与、それから結社の自由・団結権・団体交渉権等の保障といったものがその具体的内容です。そしてこれがW T O第1回閣僚会議の宣言で言及されております。

労働に関しましては環境と同じように先進国と途上国の間、さらには政府と非政府組織の間で鋭い対立が見られるところです。例えば1999年の12月だったと思いますけれども、W T Oのシアトル総会はこの2点、環境と労働が主たる対立点になりまして結局、決裂に至ったことは皆さんご承知のとおりです。アメリカを中心とする先進国の立場というのは、途上国が労働基準を遵守せずに生産した製品を輸出している、要するに社会的ダンピングだという主張に代表されます。ただ、一方で途上国に進出した多国籍企業が労働基準を遵守していないケースがあって、先進国のダブルスタンダードが糾弾されてもおります。具体的には、例えば世界的スポーツ用品メーカーによる途上国での児童労働利用が指摘され、論議を呼びました。

国際的に事業を展開している企業に対する行動指針としては、例えば国連のアナン事務総長の提案によるグローバル・コンパクトがあります。これについてはその概要をお手元の資料にまとめておりますので、ご参照下さい。

O E C D多国籍企業ガイドラインにつきましてもお手元に資料としてまとめたものをお配りしています。1976年に制定されたガイドラインが2000年に大きく改定をされております。社会や環境に目配りをしている、国際的に良く知られた企業活動に関するガイドラインとしてはグローバル・コンパクトとOECDガイドラインの両者が今日の代表的なものではないかと思えます。

以上、私からは貿易・投資との関連で環境をめぐってどういう議論があり得るのか、そしてジェットロが貿易・投資促進を目的に活動する際参照すべきと考えられる国際的な枠組み、例えば条約、協定、指針としてはどんなものがあるのかについて、漏れているものもあると思えますけれども、ご説明をしまいいりました。

最後に、1回目、2回目の委員会での議論を振り返り、ジェットロの貿易・投資促進事業に関する環境社会配慮のあり方について、私なりのまとめをさせていただきます。ご承知の通り、

ジェトロの貿易・投資促進事業に関する委員の皆様のご議論は、例えばいわゆるCSR、企業の社会的責任といった概念が大きな枠組みとして使えるのではないかと、といった方向に概ね収束しつつあるように思われます。確かに、例えば欧州委員会のホワイトペーパーでは、CSRは「社会や環境に関する問題意識を、その事業活動やステークホルダーとの関係の中に自主的に取り入れていくための概念」と定義付けられています。さらに、経済同友会の社会的責任経営に関する議論ではトリプルボトムラインという概念が使われていますが、これは経済、財務ばかりでなく環境や社会へもバランスよく配慮していくことを求めたものです。これらの議論を法人としてのジェトロに敷衍するならば、例えば主たる活動である貿易・投資促進事業の実施に際し環境社会への配慮を組み込むこと、それがジェトロにとってのCSRあるいはソーシャルレスポンスビリティ(SR)というものになると考えられるということでしょうか。

そうは言っても、今日CSRという概念は一般にフィランソロピーから企業内の職員の福利厚生まで非常に幅広いものを含んだものになっております。民間企業を対象と考えた場合は、幅広くそのようなものを含めることも意義あることなのでしょう。しかし、ジェトロという私どもの団体は公的機関でございますので、公的機関に相応しいCSR、いややはりSRというべきでしょうか、が必要ではないかと思っております。

以上、個人的な見解も含めましてお話をさせていただきました。ありがとうございました。

原科委員長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、しばらくディスカッションに移りたいと思います。

今ご紹介いただきましたように貿易・投資をめぐる国際的枠組みがございます。これまでの経緯についてご説明いただきましたけれども、これから環境社会配慮ガイドラインをつくるに当たってそういった背景のこともよく勘案した上でガイドラインをつくりたいと思いますが、この件に関して、まずご質問等ございますでしょうか。

高梨委員、どうぞ。

高梨委員 大変まとめていただきありがとうございました。たしかジェトロさん、私の記憶で前にグリーンエイドプランというのをアジアに対しての環境配慮といいですか、環境改善ということで経産省さんの予算等を活用して非常に長くやっておられたと思うんですけども、きょう藤崎さんのお話を聞いて1つご質問させていただければと思いますが、ジェトロさんの中での連携というんでしょうか、一方で実はさっきも言いましたように環境関係の業務というのを一方で大分やっておられたり、アジ研さんの方の藤崎さんの方のもともともうこういったような環境関係のことをまとめておられると。実はジェトロさんの中でも本当はこういう資産といいますが、資源といいですか、情報というものは大分あるように私は感じているんですけど

も。一方、先ほどの貿易ですとか投資促進の方ではなかなか基礎的な情報が十分つかめないというようなお話もあったように思うんですが、そういう意味でジェットロさんの中で事業間の連携と申しますか、どんな協力関係があるのかというのをちょっと教えていただければと思います。

事務局（藤崎） 今高梨委員がおっしゃられたグリーンエイドプラン(GAP)についてですが、私自身フィリピンから帰ってきた2000年からでございますけれども、それから何年間かグリーンエイドプランにどっぷりつかかりまして、さまざま活動しておりました。当時グリーンエイドプランは事業開始後既に10年ぐらいたっていたんですね。それで今後どういうふうにしたらいのかといった経済産業省からの問い合わせ、あるいはご下問が、担当課である技術協力課から私どもアジ研にありまして、ジェットロの担当課と一緒に私自身かなり長い間作業をいたしました。そして、例えばGAPをタイで展開するためのマスタープラン(5カ年計画)を現地で作ってもらおうとか、さまざま成果を残しております。そんな形でジェットロ内部での連携はやらせていただいております。

原科委員長 岡崎委員、どうぞ。

岡崎委員 過去2回の委員会には参加しておりませんでしたので、あるいは既に議論があったのかもしれませんが、今までのお話を伺っていても私自身はジェットロのお考えになっているゴールと申しますか、どこまでのものを作って、それによってどこまで業務を律していくのかというところがまだよくわかりません。

と申しますのは、例えばJ B I Cであれば出融資を通じてプロジェクトの実施主体に対して適切な環境社会配慮を求めると、逆に言えば、適切な環境社会配慮をしていただけない場合には融資をしない、あるいは貸出を止めるとか、あるいは強制プリペイを求めるといったようなアクションを取る主体としてのJ B I Cが存在し、かつ実際にアクションを取るといふこともあるわけです。

私の理解しているところでは、ジェットロの業務というのはきょうのご紹介でもございましたが、1つはアドバイザリー業務であり、それからあとはF S事業に大別されると思います。これは例えばアドバイザリー業務というのは、日本企業がそこに主体として存在して、その方々に対してアドバイスをするというお立場。それからF S事業というのも、これはあくまでもフィジビリティスタディでございますから、その後どういう事業が実際に行われるかという段階ではジェットロの手を離れていくわけでございます。そういう業務を律していくガイドラインというものを作る、そこで想定されているものがどの程度のレベルのものであって、かつそれを条件としても満たさないような場合にジェットロとしてアクションを取るのか取らないのか。例

例えばアドバイザリー業務であれば、日本企業はジェットロからアドバイスを得たとしても実際に投資する、しないというのはあくまでも企業が自ら判断されるわけですから、そこにジェットロが何らかのアクションを取り得るのかどうかということは、これは非常に難しいことなのではないかと思えます。

一方で、そういうものではないんだと、むしろジェットロ自身として今後何を求めていくのか、環境社会配慮、あるいは最近では民間企業でもミレニアム・デベロップメント・ゴールの達成を会社の目標に掲げているようなところも出てき始めておりますけれども、あらゆる業務を通じてそういったものに貢献していくんだと、そういったものを貢献していくための規範みたいなものを作っていくということなのか、そこがあるいは既に過去2回の議論で出たかもしれませんが、私自身はぜひそこを確認させていただければというふうに思っています。

原科委員長 今回の件基本的なことをごさいます、議論はしてまいりましたけれども、なかなか明確に言えないかもしれませんが、今のはどんなお考えかジェットロのどなたかお答えいただければと思えますが。

では、総務部長。

山田部長 今回こういうガイドライン策定委員会を外部の委員の先生においでいただいてこういう作業に入っておるわけですが、それに至るプロセスにつきましてはこれまで委員の方々にご説明をさせていただいているとおりでございます。私どもが展開する諸事業において環境社会配慮にみずからかわる部分について、それから主な業務である情報提供、相談業務におきまして、環境社会配慮に関してどういう適切な情報提供ができるか、そういったところについてこういう場においてご専門の皆様からのご意見をいただいてジェットロとしてしかるべき規範をつくる場所があればしっかりつくる。そして日常の業務展開の中においてやるべき普及啓蒙的なことがあればそれも含めて、今後の事業展開において取り入れてみたいというのが今の基本的なスタンスでございます。

原科委員長 基本的にそういうことです。ですからJ B I C、J I C Aでやっておられるものと若干違う側面はそこだと思えます。ただ中には、これは少ないんですけども、似たような水準のインパクト・アセスメントをやらなければいけないものもあります。それはかなりスクリーニングによってはっきりしますけれども、それ以外の業務に関してどうするかというときに、一つのCSR的な発想といいますか、ジェットロにとってのCSRと言ったらいいですね。これは自主的ということになります。通常そういう感覚ですから、ジェットロが自主的にそういうことを、環境配慮をしっかりやっていくと、そういうポリシーを出していただきたいと思えます。

その意味ではやり方に関してはいろいろな先行事例を参考にしますけれども、やはりジェトロ特有のものが需要だと思います。先ほど、今この段階で情報提供していただいた国際的枠組みに関する一つの整理もそういったことを考えるための情報としてお示しいただきました。

これはむしろ委員の皆さんにいろいろ提案していただいて進めたいと思います。基本的にはジェトロはやはり国がサポートしている機関ですから、国民に対する説明責任はしっかり果たすと。日本の政府は環境社会配慮をしっかりとやることは基本でございますから、その辺が具体的に見えるような形でそういう枠組みをつくりたいと考えます。

何かご意見ございますでしょうか。

前田委員、いかがでしょうか。コモンアプローチとかいろいろやっておられるから、少しそういう国際的なことを。

前田委員 本来であればきょう、この会議でE C Aの環境コモンアプローチはこうなりましたと報告できる予定だったんですけども、11月の会合が紛糾しまして来年に持ち越しになりましたので決まったところをご報告と思うんですけども。

今J B I Cのコメントがありましたけれども、E C Aですとまさに今やっている環境コモンアプローチということで国際的な基準があって、それをやらないとどうにもならないということになりますし、それから民間金融機関も先ほどもありましたように赤道原則とかあってこういうことにはなりますが、ジェトロみたいな業務をやっているところで国際的にイクエーターみたいな基準とか、あるいは似たようなことをやっているところは必ずこういう感じでガイドラインをつくっていて、それとの関係でうちもこうやらないといけないという参照すべき国際的な何かそういうのというのはありますか。

原科委員長 お互い今調べていただいて、なかなか類似のものが見当たらないような感じもするんです。ですからもし新しくクリエートするようなことになる。そこでC S Rというのは大きなコンセプトで自主的に環境配慮の仕組みをつくりましょうということだと思います。

一部アセスメントをやる部分がありますけれども、それが主なものではないような感じがいたします。

今回は創造的な部分があると思います。J I C Aのご経験もたくさん聞かせていただいて、それに加えてジェトロならではのものも出していきたいと思います。

松本委員、どうぞ。

松本委員 今の部分の整理も兼ねて岡崎委員のご質問もありましたので。

私の理解ですけれども、基本的にはまだ今多くの方の関心事でありつつちょっと先送りされている案件形成部分というのが、ジェトロの環境社会配慮ガイドラインを考えるスタートにな

っていることは多分間違いないと思います。

そこはJ B I Cの事業につなげていとかさまざまなねらいもありますので、部分的に見ればJ I C Aがやっている開発調査のような要素も含みつつ、またそれはG G関係、政府間関係ではないという特殊なジェットロの事情も踏まえてここで議論しなければいけない点であるというのは一つのスタート地点であると思いますし、そこではE C Aの経験とかも非常に私は重要だと思っんですけれども、一方でジェットロの事業がこれだけ多様なものである中で本当に案件形成だけの環境社会配慮ガイドラインを第1回目から議論していいかどうかというのはちょっとよくわからないところで、一たんジェットロ全体の事業を見て本当にそこだけで大丈夫なのかどうかというチェックを今していると。これまでの議論の中ではやはりジェットロの事業全体をスクリーニングした上で必要なものに対して環境社会配慮をすればよいのではないかという大きな流れはあるのではないかというのは、私自身のこれまでの議論の整理です。

原科委員長 スクリーニングの話、これはもうJ B I Cの方もJ I C Aもご存じのことですね。A案件、B案件、C案件と分けます。J B I Cはもう一つありますけれども、基本はA、B、Cです。A案件は特に環境社会配慮が重要と思われる案件で、通常のアセスメントを行います。B案件の場合には軽微なということで簡単な形、簡易なアセスメントです。Cは特に必要がないと。スクリーニングが大変大事なんですね。ですからそういう意味でもこの議論をしっかりやっておかないとスクリーニングがうまくできませんので、そういうことで申しました。

それからもう一つは、ジェットロの仕事の特質上アドバイスということがありますから、さっき申し上げたCSRのような考え方で、むしろ新しい環境社会配慮のメッセージを伝えるような比較的単純な機能だと思っんですので、その辺も今回はその仕組みの中に盛り込めればより進んだものになるのではないかと思います。そんなことがございますので、前回からそんな議論をしてまいりました。

予定の時間が来ましたのでブレイクを入れますけれども、その前に前田委員。

前田委員 さっきのことで続けて言おうと思ったことなんですけれども、先ほど岡崎委員からもありましたとおり、要するにソーシャルの定義というところがキーだと思っんです。今いろいろなところで環境ガイドラインをつくるというのがブームなものですから、さっきの質問の趣旨は、ジェットロはほかに、よそからやれと言われていないからやらなくていいということではなくて、どういう方向でなされるのかというのが気になったんです。

つまりOECDでも、多国籍企業ガイドラインが書いてあります。1.55なんですけれども、現在投資委員会でも投資する際の環境のガイディング・プリンシプルというのをまた新たに決めようということになっていて、12月はその会議でまた別途行っていたんですけれども と

いうことをやっているんです。OECDは既にECAに対しては環境コモンアプローチをやり、ここにあるように多国籍企業ガイドラインもあり、なおかつ投資の場合の環境社会配慮ということでいろいろなものをたくさんつくっているんです。いろいろなものをたくさんつくるものですから混乱してくるので、だんだん収れんさせていこうという方向になっていて、そのときの収れんの仕方のかぎになるのがソーシャルの概念でして、一言で言うと企業のCSR的な形でCSRを広目にとる。要するに、何があっても我々の商業活動に影響が出るものは全部ソーシャルと見るのか、あるいは政府関連機関のECA的なソーシャル、今ガイドは世界銀行の3つに限るという報告が来ていますが、世界銀行、ECA的な政府関連の融資者としての定義に絞るのかということで、どちらにするかということをもとに態度を決めて、それが収れんさせる方向になっていくんですね。

だからそのまず態度を決めないと、「社会」と入ってしまっていますから、だれもが最初に聞くのはこのソーシャルの概念は何ですかと聞くので、全くジェットロ独自のソーシャルの概念を出されるというもあり得るんですけども、そうすると混乱を生みますので世界の趨勢になっている2つの方向のどちらかということを考えてから進めるのが効率的かと思います。

原科委員長 それは今即答は難しいかもしれませんが、では、ちょっとブレイクしてから議論いたしましょう。

4時ちょうどに再開いたしたいと思います。

午後 3時47分休憩

午後 4時01分再開

原科委員長 では、時間になりますので、そろそろ開始しましょう。大体席にお着きになったので始めます。

それではあと1時間ほどですけども、今CSRの話がありましたので、最近のCSRを巡る動きについてということでジェットロの方に資料を用意していただきましたのでこのご説明を。これは植田さんからですね。よろしくお願いします。

事務局（植田） それではお手元の「最近のCSRを巡る動きについて」というペーパーに基づきまして簡単にご説明をさせていただきます。

既にご案内のとおりCSRというのは非常に昨今いろいろなところに出てまいりまして、日本でも大企業だけでなく中小企業も含めて民間ではかなり普通の取り組みになってきているという状況でございます。

ただ、その取り組みの内容というのは1社1社非常に異なりまして、一体どれが本当のCSRなんだというところがなかなか難しゅうございますので、きょう私の説明では個別の企業で

はなくて民間の経済団体ですとかあるいは政府、国際機関がどういう考えで動いているかというのを簡単にまとめさせていただきました。

まず、CSRが何かというところでございますけれども、一つ欧州委員会のホワイトペーパーの文書をそのまま引用させていただいております。

「CSRとは、責任ある行動が持続可能なビジネスの成功につながるという認識を企業が持ち、社会や環境に関する問題意識を、その事業活動やステークホルダーとの関係の中に、自主的に取り入れていくための概念である」ということで、横に幾つかよく言われる考え方が入っていると思います。持続可能ということ、サステナビリティという考え方、それから先ほど藤崎の説明にもありましたけれども、経済のみならず環境社会のバランスをとって発展を考えていくというトリプルボトムラインという考え方、この辺がこのCSRのベースにあるのかなというふうに思います。

それでは、民間はどんな動きをしているかということでございますけれども、まず日本経団連でございますが、2004年でございますが、企業の社会的責任、CSR推進に当たっての基本的考え方というのを発表されております。この中で日本経団連としてCSRの推進に積極的に取り組むということを明確に表明をしております、これに基づきまして2005年5月、企業行動憲章を改定しております。この改定の中心がまさしくCSRということでございまして、企業が持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動すること、あるいは人権の尊重ということを明記しております。それからサプライチェーン・マネジメントということで、いわゆる自社だけではなくて取引先も含めた形でCSRを考えていくんだという、これも重要な概念でございますけれども、グローバル化への対応。それから、ここには書いてございませんが、ステークホルダーとのコミュニケーションというのも重要なポイントということで加筆をされているわけでございます。

また、企業が自主的にCSRを推進するための参考としてCSR推進ツールというのをつくられまして、これは環境ですとか人権ですとかコンプライアンスといった課題、それから消費者、株主、社員、NGO、あるいは途上国といったステークホルダーごとに整理したマトリックスを経団連の方でつくられておまして、それぞれの課題分野でそれぞれのステークホルダーごとにどういう点で取り組むべきか、そのポイントだけではなくて具体的に今実際の企業が取り組んでいる304事例をそのマトリックスに当てはめた資料をつくられたりしております。

それから経済同友会でございますけれども、2003年の第15回企業白書ということで、当時の小林陽太郎代表幹事のリーダーシップで発表された白書でございますけれども、この中で企業の社会的責任、CSRという考え方を内外に強く訴えるということで、経済同友会としてもC

S Rを進めるんだという立場を表明されているわけでございます。

また、具体的なC S R実践のツールとして市場ですとか環境、人間、社会、コーポレートガバナンス等5分野から110項目から成る新しい企業評価基準を提唱されたりしております。

それから2006年、この前にも出してありますけれども、日本企業のC S R、自己評価レポートというのを定期的に出されておりました、最近の2006年のレポートによりますと、C S Rの推進体制を構築している企業の割合は約6割。これは前回2年前の調査に比べても倍増しているという結果だそうでございます。また、従業員300名未満の小さな企業でも3割以上は既に何らかの体制を構築しているということで、こういった経済団体の後押しもあり、C S Rという取り組みが着実に日本企業の間では浸透しているということが言えると思います。

一方、政府でございますけれども、経済産業省の方で2004年9月、企業の社会的責任(C S R)に関する懇談会の中間報告書というのを出されております。この中で、C S Rの基本的な考え方、これは原文をそのまま抜粋しておりますけれども、「C S Rは、最低限の法令順守はもとより」ということで、さらにそれを超えてそこに書いてあるようなポイントが重要になるということをやつたわれているわけでございます。

それから、幾つかキーワードがあるんですけれども、3つ目の矢印のところ、C S Rの信頼性を支える取り組みで最も重要なものは情報開示と説明責任、ステークホルダーによる評価とステークホルダーとの対話ということに重点を置かれているわけでございます。

政府としてはC S Rの考え方、先進事例の普及、情報公開の場の設定等を通じて積極的に支援するという事も中間報告で打ち出されております。

それから、同じく中央官庁で環境省でございます。環境省もいろいろな取り組みをされておりますが、例えば2005年8月に社会的責任に関する研究会研究報告書を発表されておりました、ここでもそこに書いてあるようなポイントが挙げられております。取り組むべきポイントといたしまして、こちらに書いてございませぬけれども、中小企業におけるC S Rの取り組みを進めるですとか、あるいはC S Rに関連する各ステークホルダーの連携を政府としても促進していくということを挙げられております。

それから国際機関でございますけれども、もともこのC S Rというのは企業の自主的な取り組みでありまして、またその企業によって取り組む内容も異なるということで規格化は難しいのではないかという議論があったわけでございますけれども、国際標準化機構、I S Oの方で規格化を進めるということで今作業を進めているわけございまして、2005年9月にはバンコクの総会で国際規格I S O 26000の設計仕様書について合意ということで、このC S Rに関連する国際規格の設計仕様書が満場一致で合意したと。

今2008年の規格発行に向けて準備を進めているということでございますが、ただポイントといたしましては幾つかございまして、まず社会的責任を負うのは企業だけではないということで、Corporate Social ResponsibilityのCorporateのCをとって、I S OとしてはSocial Responsibility、S Rということで取り組んでいくことを表明しております。

それから、規格につきましては「～することが望ましい」というガイダンス文書とすると。第三者認証を必要とする適合性評価を目的としないというようなことを挙げているわけでございます。

それから国際N G Oでございますけれども、グローバル・レポーティング・イニシアチブというのがございます。これはかなり歴史が古うございまして、97年、米国の市民団体のC E R E Sというところが国連の環境計画と協力で開始したプログラムでございまして、サステナビリティに関する報告書のガイドラインをつくっておられます。2006年10月の段階で第3番のガイドラインを出されてございまして、世界で約700社、日本でも約300社に参照をされているというところでございます。

以上、簡単でございます。C S Rの国内及び海外の動きでございますが、ほかにもいろいろあると思いますので、委員の中にはご専門の方がいらっしゃいますので、ぜひ補足をいただければと思います。

ジェットロといたしましては、ここに出てくるようなキーワードを踏まえましてC S R的な方法をどのようにガイドライン策定の上で活用できるのかということをご議論いただくのかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

原科委員長 どうもご説明ありがとうございました。

これに関連してグローバルコンパクトのお話がありました。

それでは、今のご説明に対してまずご質問とか何かございましたら。

岡崎委員、どうぞ。

岡崎委員 これは事実確認ですが、ジェットロのアニュアルレポート、それから例えば金融機関ですとアニュアルレポートというのは財務情報が中心でございまして、C S Rレポートは非財務情報を中心に書く。これは今、民間の金融機関どこもそういうことをやっておりますし、私どももやっております。ほかの政府系金融機関もやっておるんですが、ジェットロさんは今、C S Rレポートというものは実際にお作りになっていらっしゃるのでしょうか。

山田部長 つくっておりません。

岡崎委員 私ども銀行の中でも、要するに公的な機関のC S Rというのは何だという議論が随分ありまして、そもそもやっていること自体がC S Rではないかと。しかも、私やその上の

世代ですと、自分たちがやっていることを、殊さらこんな立派なことをやっていますということ強調するようなレポートを作るといって自体にやや戸惑うところなんですけど、時代はともそういうことではないようございまして、私どももCSRレポートというものを作り始めたんですが、最近ではむしろ公的な機関こそ作れというご要請もあるようございまして。ですからガイドラインということとは別に、あるいはジェットロさんの今後の広報、アニュアルレポートというものとCSRレポートというのを別々に作ることがいいのか、合体させるような形がいいのか、そういったこともCSRを取り上げるとなると避けて通れない問題ではないかなと思います。

原科委員長 そうですね、政府の方針はそういうことですから、公的機関の本来の任務の一つということですが、これはむしろその意味では情報公開の推進とか説明責任を果たすというような意味合いでいいますとレポートをつくることの意義は大変あると思います。

ですから、企業の場合のCSRとちょっと違う意味合いとしてその必要性はあると思います。ただ、あまりコストをかけ過ぎても今度はどうかという話もありますから、その辺難しいところだとは思いますが、ただ、これまでお聞きした範囲ではジェットロの業務の中でそういういろいろなアドバイスをやるということがありますので、その意味ではむしろ積極的にそういうことを、実績を社会に報告していただきたいと思います。これは私の考え方ですが。

どうぞ、満田委員。

満田委員 言わずもがなかもしれないんですが、CSRレポートにおいていいことを宣伝するばかりではなくて、いかにネガティブな情報を出していくか。それも書きっ放しではなくてネガティブな情報に対してどうやって対処していくかということも明らかにするというのもCSRコミュニケーションの非常に重要な役割かと思っておりますので、念のためつけ加えさせていただきます。

原科委員長 そういう意味で情報公開をぜひ積極的にお願いしたいと思います。

何かございますか。どうぞ。

山田部長 ジェットロの中でも世の中の流れ、CSRについては関心が高まっております、今回環境ガイドライン策定に向けたプロセスにおいてもそういう議論をし、ジェットロとしてもCSRの一環として環境ガイドラインを策定すべきだということで今回の環境社会配慮ガイドライン策定委員会の開催に至ったという事実はございます。

それから情報公開につきましては情報公開法にのっとり、あらゆる情報について我々が公開するというのもやっておりますし、それも含めてジェットロとしてCSRレポート的なようなものをつくるべきかどうかということも今回のガイドラインの委員会の経験を踏まえて考えて

いきたいと考えております。

原科委員長 どうもありがとうございます。

それでは、この点に関してほかにご意見がございましたら。

田中委員、どうぞ。

田中委員 今総務部長がお話しになりました情報公開、こういった点につきまして私ども JICA のガイドライン改定委員会でも当初いろいろな議論がございました。しかしながら、やはりすべてを公開して今回このジェトロの皆様がやっておられるようにすべての発言をその委員の名前も入れて、そして発言したことは一字一句全部録音したものをそのまま文字に残して、それをホームページ上で公開するというのをやってまいりました。

担当した人たちは本当に苦労だったのですがけれども、今から思いますと、やはりそれをやっていてよかったということがたびたびございます。現在、事務局の皆さんも随分ご苦労も多いと思いますけれども、こういうやり方自体が透明性を高める意味でやはり不可欠で、JICA の中でもいろいろな委員会がございますけれども、JICA のガイドラインの改定委員会の場での透明性というのが最も透明性の高いものであるということになっています。

CSR のお話もございましたけれども、まさにこういうやり方をしていること自体が CSR を実践しているという意味は、私はやはり非常に大きいと思っております。

きょうの前半のお話の中で、途上国に中小企業の方が工業団地に進出する場合に、塩分が出た処理をどうするかというようなお話がございましたけれども、これにつきましては先回、私も日本の旧公害防止事業団が金沢工業団地というのをつくったときにそういった対応をしたというお話をいたしました。

例えば繰り返すことになりましてけれども、工業団地をつくる場合に食品加工工場が数社集まった地区にその専用の処理施設をつくる、あるいはメッキ工場が数社集まったところにメッキ工場から出る排水の専用の排水処理施設をつくる、こういったやり方を日本でも中小企業を対象に旧公害防止事業団がやってきたわけです。

なぜそれをやるかといいますと、排水処理というのは酸、アルカリ、高濃度シアン、低濃度シアンなど出てくるものを最初にできるだけ分けてそれを処理するようにしないと、一緒になってしまいますと処理がなかなかできないという状況がございます。

実際にノウハウの一つとしては、先ほど申しましたような例えば4つの管の中にそういった物質が分別されて流れてくるわけですがけれども、それが管からこぼれて地中に入るとはいけません。工場から処理施設まではカルバートボックスといいまして、いわゆる日本の共同溝のようなコンクリの中にパイプだけがむき出しで4本並んでいるような施設をつくって

おります。そうしますと、点検する場合でも一々掘り返す必要はありませんので、いつもどう
いう状況かというのを見られるということがございます。

こういったノウハウを私ども J I C A の研修でも、東南アジアをはじめいろいろな国の環境
省の方が来たときに実際に現地視察をさせていただきまして見ていただく機会もござい
ます。日本でもそういうふうがいい事例もございまして、私自身はぜひそういったノウ
ハウもジェトロの皆様方が日本の中小企業の方が海外に投資をする場合の一つの助言
として、せっかく日本が培ってきたそういう技術もございまして、ぜひ活用なさった
らよろしいのではないかと、そういうふうに思っております。

原科委員長 ありがとうございます。環境社会配慮上のいろいろなアドバイスをあわせて
やっていただくと、これが大事な実績だと思いますので、今ご紹介のあった具体例
でございましたけれども、ああいうようなことをぜひ積極的にやっていただきたいと思
います。そのことがまた国民に伝われば、ジェトロの業務に対する理解も深まると
思います。

ほかにご意見。どうぞ。

永田部長 申し上げましたように、いろいろな種類の情報、これについてきちとした
対応をしていくためにも、ジェトロとしても関連の情報というのはきちと整理して
いく必要があると思います。そういう意味では個々の対応だけではなくて環境規
制的なものがある法令の中身だけではなくて、やはり基本的な現地社会貢献とい
いますか、そういう意味合いもあってアドバイスの中にはもちろんそれを前提とし
てのご説明はさせていただいているつもりでございまして。

例えばということで申し上げますと、進出日系企業支援で私ども予算の事業名称
ですが、円滑化推進という言葉を使っています。この円滑化というのは、あくま
でも現地における企業活動において企業がビジネス活動を行う上で現地との
摩擦がないように円滑に遂行するという意味合いでございまして。ですから、
あくまでもジェトロの場合には基本的なスタンスとしては、過去において
フィラソロピーの関連の事業もやりましたが、先ほど岡崎委員の方からおっ
しゃっていただきましたけれども、ジェトロの公的機関としての立場という
のは基本的にはまさに CSR というところがあるのではないかと
思っております。

原科委員長 どうぞ。

山田部長 若干付言させていただきますと、恐らくジェトロの果たし得る役割
の中で CSR、環境社会配慮という面からいきますと労務関係、こちらの方
に関してこれまで進出日系企業さんの労務に関するご相談等々、これを承
ってきておりますので、そういう面でいわゆる社会配慮の点で果たし得る
役割があるのではないかと考えております。

原科委員長 労務関係ですね。これも大変重要な点ですね。

山田部長 例えば私がおりましたベトナムで外資系企業で初めて寮をつくった日本企業さんがおられまして、これは浜松の日星電気さんという中小企業の方なんですけど、ホーチミンあたりの工場を持ってまして、地方から出てきた女子従業員が非常に劣悪な住環境の中で生活しているのを見かねて寮を建てたと。従業員は大変喜ばれたそうで、これは初めてのケースとして新聞にも結構出まして、その企業の方に来てもらってジェットロ本部で講演会をいたしました。そういう先進事例を学んでいただいて、我々も小さな役割を果たしたかなと思っております。

その社長が、従業員のことを働く仲間という目線で話しておられましたのが大変印象的だったんですけども、そういうこともジェットロが果たすことができる役割かなという意識は持っています。

原科委員長 ほかに。

どうぞ、岡崎委員。

岡崎委員 先ほど前田委員が「社会」の概念が変わってきているとおっしゃいました。私も冒頭で申し上げましたけれども、まさに労働問題というのが脚光を浴びつつあります。先ほど藤崎さんからもご報告がございましたけれども、4つのコアの問題とか、そういったことを受けて、繰り返しになりますけれども、今年4月にI F Cのセーフガードポリシーが全面的に改定をされて、そこにパフォーマンススタンダードという8つのスタンダードがあるんですが、その2番目にlabor and working conditionというものが入ったんです。これの取り扱いをめぐっては、例えばO E C Dの輸出信用部会の場合にはまだ喧々諤々の議論が続いているんですが、少なくともI F Cは民間企業による投資を対象に投融資している国際機関ということで、自分たちの投融資する事業の実施主体である企業の労働問題、労働条件を取り上げる、それをきちんとチェックをしているということに踏み出した。

従来は前田委員がおっしゃっていた世銀でいう「社会」の概念ということの意味、あるいはご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、これは基本的にプロジェクトの実施によって移転を強いられる住民、その住民の生計回復の問題ですとか移転先の生活環境とか、あるいは先住民の問題とか、ここまでだったんですけども、I F Cが言い出した、かつ赤道原則に参加している40数行もそれに倣い、E B R Dも今それに倣おうとしている新しいイシューの「社会」の中身というのがまさに今総務部長がおっしゃった労働問題なんです。

ただ、これは非常に難しい問題で、その国の労働法ですとか労働慣行とかそういったところにどこまで、少なくともバイの機関がどこまで入っていけるのかという問題があります。O E C Dの場合でも国際機関がそういうことを言うのと、バイの輸出信用の機関が、O E C Dの輸出

信用部会というのはあくまでも輸出信用機関の集まりでございますので、貿易取引を通じてそれを輸入した先の企業の中の労働問題にまで本当に入る、できるのかと。言うは易しというところがありまして、議論は続いているんですが、ただ流れとしてはそういう方向にも世の中の関心が動き始めているということです。お帰りになってしまいましたが、前田委員がおっしゃっていた意味はそういうことでございます。

原科委員長 ありがとうございます。

ちょっと気になりました、今大変大事なことをおっしゃったと思いますけれども、パイの場合と国際機関、パイではないマルチの場合で、パイの場合ちょっと状況が違ふとよく議論されるんですけれども、ただそのパイも日本のことですから日本政府のポリシーがありますから、そしてそのポリシーを明確に出すという意味では我々どうするかと考えた方がいいような感じがいたします。一般的にパイとマルチは違ふという言い方になってしまうと、私は日本の場合にはまずいかなという感じを持っています。これは私の感じですけども。

ですから、日本政府としての明確なポリシーを出していただきたい。逆に、パイだからできると。マルチの場合には全体のハーモナイゼーションが出てきますけれども、日本とほかの国との関係ですから、日本はどのようなポリシーを持っているか、それが明確に出ればよいと思います。今、大変重要な情報をいただいたと思います。

どうぞ、満田さん。

満田委員 労働に関しては非常に民間企業さんは熱心に、特にサプライチェーンを通じた管理ということを踏み込んでやられているのかなという印象を持っています。これはもちろんCSRで労働というのは大きな問題になりがちであると、特に藤崎さんのご発表でもあったように、アパレル業界において非常にNGOのキャンペーンを浴びてしまったという経験があり、中国、あるいはベトナム、あるいは東南アジアの小さい工場で手づくりのいろいろなものをつくるとか、そういうときに委託先の工場で何が行われているかということが非常に気にされ始めています。

それに関しては欧米の企業の方がNGOの洗礼を浴びるのが早かったということもあって取り組みが進んでいるかのように見えるんですが、日本の企業も注意深く取り組み始めています。そこで、サプライヤーに対してどこまで求められるかということは、特に日本人は非常に気にされているんですが、とはいえ、重要なサプライヤーに対しては定期的に監査をする。その監査に当たっては、現地の状況をよく知っている監査人に入ってもらう。それは自分の自社の中で育てることもありますし、外から専門家を呼んでくることもある。自社の中で育てる場合には、要は現地語がしゃべれて現地の習慣をよくわかっている方に入っていただいて見落としが

ないようにといたしますが、外国人が行っても必ず現地の国の人に入ってもらって監査を行う。

監査も最近の一つの傾向としては、警察型の監査というのはだんだん、要は小さい点をつくようなことは控えるようにし始めまして、もっと協議型の監査といたしますか、これはどうしてなのか、なぜ問題が生じるのか、であるならばどういう改善をしていくべきなのか、それはいつぐらいまでにできるのか、そういうコンサルテーション込みで、必要に応じて支援込みの、必ずギブ・アンド・テイクといたしますか、サプライヤーさんに求めるだけではなくてサプライヤーさんを支援することもあります。また、無理なノルマは課さない、無理な納期を課さないというギブ・アンド・テイクの関係で取引先との関係を改善していく。

これは労務関係のみならず、必ずサプライチェーンを考えるとときには環境面においても、例えば日本企業さんなんかは取引先の環境パフォーマンス向上をいかに支援していくかということをよく考えておられるところもあるというような話もあります。

ジェットロさんは、せっかく企業さんへのアドバイス、企業支援をされているわけですから企業のビジネス上の成功にもつながることとして、企業支援の中にCSR実施支援ということを含めていかれるのもこれもジェットロさんとしてのSRではなかろうかと思っておりますので、ガイドラインをどこまで広げるかというのは非常に難しい議論で、余り広げ過ぎると肝心の部分がおろそかになってしまうのかもしれないんですが、プラス・アルファとしてはそういう考え方があり得るのかなと感じております。

原科委員長 今の件、どちらですか。

では、部長。

永田部長 多少自問自答的なところがあるんですが、お話をいろいろ伺っていて思いますのは、先ほど申し上げましたように組織体ジェットロとしての社会貢献的な活動、またスタンスはそういうスタンスをとっております。円滑化というようなことでございますので。それは現地においてどういう形で具体的な活動になるかということ、現地には日本商工会なり商工会議所下での組織がございます。時として、場所によっては事務局として機能して現地での企業活動についていろいろあるべき形ないしは具体的な貢献ということについて、私どもジェットロとしても参画させていただいているというところがあるかと思えます。

片や個々のアドバイスの業務で申し上げますと、先ほどもご指摘いただきましたけれども、あくまでも主体ではないんです。個別の個々の案件につきまして、ジェットロは主体ではない。また、情報照会を受けるのも先ほど申し上げましたように極めて一部分であるというところがございます。それと基本的なアドバイスを受ける際の我々のスタンスとしては、決して責任回避ということではないんですが、個別の情報ないしはアドバイスに基づいて受けられた情報の

最終的な投資なら投資の最終決定採否、これについてはすべて企業者側の方にありますということがございます。ですから、逆の言い方をしますとどこまでうちの組織として個別の案件についてタッチできるかというやはり限界があるのではないかと思います。

例えば情報公開一つにしても、投資の案件そのものはかなり企業の命運を左右するような情報ですので、これは外にそのままお名前を出す、企業名を出すということもできませんし、進行中の案件を外に出すということとはできないと思います。そういう意味で組織としての限界と、組織全体としての活動、スタンスとしての社会貢献的な活動とこの二面性があるのではないかと思います。

原科委員長 ありがとうございます。

岡崎さん。

岡崎委員 すみません、先ほど原科先生がマルチとバイということをおっしゃったので、決して反論ではないんですが、I F Cのパフォーマンススタンダード、あるいは新しいPolicy on Social and Environmental Sustainabilityというものができたんですが、それを受けて民間金融機関の集まりである赤道原則銀行もそれを参照しますというふうになりました。

ただし、民間金融機関がその対象としている業務はプロジェクトファイナンスだけなんです。すなわち通常の貿易取引というのはやはり物の取引にファイナンスをつけるだけでございますので、その購入者の事業そのものになかなか関与しにくい。それに対して、民間金融機関が赤道原則宣言に署名をしている対象はプロジェクトファイナンスで、民間金融機関は事業のスポンサーに対していろいろな条件付けを行う。そういう仕組みになっているからサインをしているということがございまして、やはりその対象になる取引に応じて民間金融機関はそういうことをやっている。しかし、国際機関の場合、I F Cの場合はオーバーオールにそれを求めているということでございます。

原科委員長 よくわかっております。私はJ B I Cのガイドラインづくりをおつき合いさせていただいたので。

私は別の観点から申し上げます。今おっしゃるとおりですね。その意味でもジェトロの場合はその辺は大分違います。そこで、今はむしろ業務内容、C S R的な部分に関しては具体的に個別に詳しく見ていくような作業的なものが必要だと思います。ここで議論することに並行してワーキンググループみたいなところで詳細に検討していただいて、それをここにまた報告していただく方が効率的ではないかと思います。今おっしゃったのは違いますので、その辺は皆さんどうでしょう。委員の方のご意見ございますでしょうか。

高梨委員、今の関係で何かあれば、何かございますか。

進め方ですが、CSRに関しておおむね議論が進んでまいりましたので、今度具体的な作業を進めたいと思います。そこでワーキンググループ、この前も案件の、これは議題整理みたいなことをやって業務の内容を整理してもらいました。そのようなことをまた次回に向けて並行してやっていただいた方がいいのではないかと感じるんですが、いかがでしょうか。

高梨委員 今先生の言われたワーキンググループというのは、具体的にはどんな作業を想定されていますか。

原科委員長 これは、業務の内容がかなり細かいのがいっぱいあるでしょう。それをこの前整理してもらいました。大きく分類しましたけれども、そういうものに対してどのように具体的にCSRとしてアクティビティをとったらいいか、そういうようなことをワーキングでやっていただくといいなと思ったんですけれども、どうですか。

それはかなり色々やらなければいけないから、議論というよりも手作業が入ると思うんです。こういう場合にはこういうような形でやったらいいといった事例を幾つか紹介していただきましたね。ああいうようなことをやっていかなければいけないと思います。

そんな進め方はどうでしょう。事務局はどんなふうにお考えでしょうか。

事務局（藤崎） 質問がございます。例えば今議論しているのは基本的に貿易・投資促進事業に関してでございます。前回までにインバウンド、アウトバウンドに整理してまいりました。そういう整理したものにしまして、この分類に関しては、例えばどういう観点で例えば何に気をつけるべきであるのかと、詰めるということでしょうか。

原科委員長 そうような形でそれを気をつけると。どんな形でそれを示していくかですね、そこまで含めて。

前回までで貿易・投資促進事業について整理してまいりましたね。あの枠組みに沿ってやったらいいと思いますけれども。

高梨委員 ちょっとお話ししようと思ったのは、それに関係するんですけれども、今まで事務局の方の協力から大体貿易・投資促進の活動というのはレビューできたと思うんですね。私も個別のワーキンググループでやらせていただいたので、ある程度わかってきたと。今ご議論いただいたように、それをどういう形で規範に落としていくかということ、恐らく共通項目ということになると、私も先ほどのご発言に賛成なんですけれども、現場で中小企業の方の投資促進なんかお手伝いしますと、やはり環境配慮をいろいろな形で応援してあげた方が非常にいい場合があるんですね。

私もマレーシア、マニラにおりましたので、例えば工業団地に入っても実際そこは排水処理場が十分でなかったりとか、フィリピンの場合やはり産廃業者の問題があったりというのを個

別にその場で教えてあげるといふのを非常にきょうまでの議論でジェットロさんが期待されている一つの役割かなということですね。そういうものを少しCSR的におまとめいただければいいなど。

個別にうまく落としてできるのかなと思っていたので、そこはやはりグループ化するよりもっと、抽象的にならざるを得ないのかなと思っていました。もう一つ大事なのが、きょう藤崎さんからお話があったように、ジェットロさんの中の持っているデータとか情報をいかに貿易・投資のグループにシェアしていただくかということで、実はいろいろな形でアセットといひますか、グリーンエイドプランのギャップのように本当はいろいろとあると思うんです。そういうのをうまく動員するような形が組織内で行われれば、それに対するCSR的な規範をまとめれば、うまく動くのかなとか。個人的には早く案件形成の方を、要するに国際約束のないジェットロさんの事業の中でどうガイドラインをつくるのかというところが新しい任務だと思いますので。

原科委員長 今、高梨さんおっしゃるとおりで、早く移りたいのでこの問題はワーキングに並行してやっていただいて、次の議題に進みたい。それが私の趣旨でございます。

宮崎委員、何かございますか。

宮崎委員 今の件と直接は関係ないのですが、特に途上国の方でいろいろ対象や整備ができていふが、なかなかその執行の面でもまだ十分でないところがあるというお話がございました。私たちの産業環境管理協会に公害防止管理者という国家試験のシステムがあります。その事務局をやっておるわけですが、途上国の方でもそれに似たシステムに倣って公害防止管理者、名前は違ひますが、をつくらうではないかという気運があります。ご存じかと思いますが、そういう機運がだんだんできていけばそれなりの執行体制が改善されていく一つの手段になるだろうと思うのです。そういうところを例えばジェットロさんの方で中小企業の方が例えば東南アジアなんかに進出されるときにそういうシステムがあるということをしていろいろ助言いただく、あるいはご援助いただくというふうなことをやっていただくとまた、先ほどのCSRのことにも関連するのではないかと思いますけれども、有益ではないかと思ひます。

原科委員長 どうもありがとうございます。

CSR関係、先ほど経済産業省のお考えもちょっとご紹介いただきましたが、稲垣委員、何かコメントがあれば願ひいたします。ございませんか。

それでは、もう予定時間は20分もなくなってしまいましたので、この先の進め方についてご相談したいと思ひますが……田中委員、どうぞ。

田中委員 情報として私どもJICAで新ガイドラインができるに当たって改定の委員会がございましたけれども、その結果を受けまして、新しい組織が生まれました。最初に環境室というのが企画部の中にございました。その後、やはり環境とジェンダーとかWID、そういった分野が合体した課ができて、この改定委員会の提言を受けまして、今度は環境社会配慮審査室（現在は審査チーム）という審査部門がつくられました。ですから、だんだん年月を経るに従いまして、環境部門の担当部署の名前もそれぞれ変わってきたという経緯がございます。

それで、きょうお話を伺った中で貿易投資相談センターのお仕事も非常に重要だということが分かりました。映像で拝見したシマックス社とTECT社ですか、そういった方々の海外進出にいろいろご助言なさっているということも知ることができてよかったと思っております。

その関連で、私どもJICAの場合には国別環境情報整備調査というのを国ごとに行っておりまして、これはどちらかといいますとそれぞれの途上国の環境省がどのような活動をして環境法制度がどうなっているかというのを大体5年に一度新しくするという形をつくっております。ODAで技術協力する場合にそういった情報を公開しておりますので、関心のある方はそれにアクセスしていただくという形を一応っております。その意味では、私どもは現地の環境ローカルコンサルタントの方々にそういった仕事も依頼しまして、日本人が行って調べる部分もございますけれども、やはり現地の専門家に聞いた方がよからうということでそういった対応も図っているところです。

その意味では、ジェトロの皆様のお組織図の中に環境という言葉が今後どういう形が入っていくのかということもこの先の議論を踏まえて出てくるのではないかと思うのですが、やはり環境という名前が大体どこの大きな企業でもございますし、組織として環境というのがどこかに入るとというのがひとつ大事なことでないかなと。その場合、環境だけではなくて環境社会配慮という言葉にだんだん今なってきておりますので、そういったことも恐らく大事な視点になるのではないかなと、そういうふう感じた次第です。

岡崎委員 JIBCのケースなんですけれども、私どもにはまず環境審査室という部署がございます。これはまさに出融資案件における環境社会配慮の確認をガイドラインに即して行う部署でございます。それとは別に、つい最近できた、やはり環境という文字がある部署なんです。環境ビジネス支援室といまして、CDMプロジェクトとか環境をビジネスとして進めていくための言ってみればイノベティブなファイナンシャルツールを構築していくという部署でございます。

国際機関との比較で存在しない部署がコンプライアンスを所管する部署です。委員会としてコンプライアンス委員会がありますが、これは要するに仕事のミスとか職員の不正とかそ

うものをやる。実は国際機関の場合ももともとはといえばみんなそうなんです、今あるIFCやEBRDにあるコンプライアンスオフィスというのは、そういう職員のコンプライアンスの問題から、むしろ融資案件がガイドラインに本当に即して行われているかどうかということ、を営業部門を超えて審査できる、そしてその結果は理事会にも直接報告をするという部署があるわけです。

原科委員長 今おっしゃった、これから先そういうものも考えておられるというような意味合いでしょうか。

岡崎委員 いえ、そうではございません。あくまで比較の意味で申し上げました。そういう組織を作るかどうか、それは2008年10月以降の新機関の組織設計でどう議論するかということだと思います。

田中委員 今まさにそれを少しずつ進めているところですね。

原科委員長 ちょうど今やっておられるところですね。

でも一応ガイドラインに関しては特に先進の試みとして環境審査役を設けられましたから、あれは大きいですね。

岡崎委員 おっしゃるとおりです。外から見ると結局、自分たちで審査しているんだらうという批判は常につきまとうわけですからね。ただ、国際機関は、第三者的な、かつ理事会直結、そういうところが直接主体的に融資プロジェクトについて本当にガイドラインに即してやっているのかどうかというようなことを調べるというようなことをやっている。JBICではそういう取り組みまではしていません。

原科委員長 それでは今後の進め方でございますが、先へ進んでよろしいでしょうか。

では、年末年始の時間は使えませんので、次回また一ヶ月ぐらい先になるかと思えます。その次回に向け若干時間があきますので、先ほどのように貿易・投資をめぐる問題に関しましてはCSRというような考え方の、今お話のようなワーキンググループをつくるというか、この前のメンバーで大体いいのかなという感じもしないでもない……。

松本委員 ちょっと違う方がいいんじゃないですか。

原科委員長 それでは、ちょっと変えた方がいいですか。メンバーは今決めてしまえますが、それでワーキングをやると。

今回は、そうすると案件形成段階の問題に進むということでもよろしいでしょうか。

では、そういうことで事務局に資料を準備していただきます。ですから、今回は2つ出てくることになります。

そうすると、ワーキンググループをどういたしましょうか。

満田さん、お願いしてよろしいですか。きょうのご意見を伺ってもいろいろ情報をお持ちのようなので、お願いしたいと思います。よろしいですか。

それから、やはりここはもう高梨さんをお願いするしか。

高梨委員 前回やりましたので。

原科委員長 では、宮崎さん、いいですか。

宮崎委員 はい。

原科委員長 この前の構成、あと……。

松本委員 あと吉田先生がもし本当はいらっしゃったら。非常に重視していらっしゃいますからね。

原科委員長 吉田先生、仮にお願いすることにいたします。もう一人ぐらいかな。この前、どういう組み合わせでしたか。

松本委員 3人でしょう。

原科委員長 では、そのお三方であと事務局ということでよろしいですかね。そういたしましょう。それでよろしいでしょうか。

では、そのようにお願いいたします。

松本委員 ワーキンググループに向けて、さっきの前田委員のご指摘、あるいは岡崎委員のご指摘というのは非常に重要だと思ひまして、社会ということの枠組みですが、植田さんがご説明いただいた中の経済産業省のCSRの基本的な考え方の中にある意味では社会の広い概念がここに書かれていると思うので、これはワーキンググループへの一つのお願いですけれども、世界銀行がセーフガード政策の中で定めていたような社会から一步踏み出したこういうような枠組みの中でどこまでガイドラインなり規範の中に落とせるかということをご議論をさせていただければなというふうに思ひます。

私は少なくともそちらの方は比較的広い概念として社会をとった方がいいのではないのかなというふうに思ひますが、もしほかの委員の方々に別のお考ひがある方がいらっしゃればと思ひます。やはり社会をどのぐらいで考ひるかというのは確かに議論のスタートとして重要だと思ひます。

原科委員長 今の件に対してご考ひがあればお願いしたいと思ひます。

田中委員、どうぞ。

田中委員 私どもは最初、先ほど申し上げましたように環境という言葉しかなかったのですが、その後、社会配慮が入ってきました。現在では、実は昨日も月に一、二度あります環境社会配慮審査会がございましたけれども、そこでの議論も社会配慮部分が非常に大きなウ

エートを占めております。私自身は今おっしゃられた点につきましてやはり社会配慮は非常に重要なファクターだと思っております。

原科委員長 岡崎委員、どうぞ。

岡崎委員 問題は「社会」という言葉の意味するところが何かということなんですね。今はどこの機関も環境配慮ではなくて環境社会配慮と言っているわけで、但し「社会」という言葉の範囲はまちまちです。前田委員がああいう形でおっしゃられたんですが、ただ、では今労働問題、ここに踏み込んでいくだけの経験とか知識とかノウハウがあるかという、これは例えばJ B I Cではそういった経験はありません。ただし、ジェットロさんに置きかえて考えてみますと、日本企業の途上国での事業を支援すると、あるいは先ほどのベトナムでの労働問題の仲介にも入られたというようなことを考えると、ある程度そういったものも視野に入れてもいいのかな。ですが、例えばJ B I CやJ I C Aで今そこまでの用意があるかという、それは必ずしもそれなりの準備ができていないんです。ですから、どこまでそこを取り上げるのかというのは、今後の作業を考える上で非常に重要な点なんです。むしろジェットロさんとしてどう考えるかという問題だと思います。

原科委員長 その意味ではJ B I C、J I C Aのガイドラインの考え方は、おっしゃるようにアクションにつながる意思決定というところでやりますので、かなり定義を厳密にしなければいけないところがあると思います。しかし、ジェットロの業務の場合は今C S Rで対応しているところが相当多いと考えたところはちょっと違いますね。その違うところはむしろ、違うというのは直接アクションではなくてあくまでもアドバイスとか情報提供とかございますので、そのときにはむしろ幅広い概念でそういうコンセプトを伝えるのが一つの役目ではないかと思っておりますので、そういうようなことでC S Rの場合にはそういう幅広い概念というのは逆に適用できるかもしれません。おっしゃるようにJ B I C、J I C Aはその辺は随分違うと思います。

どうぞ、田中委員。

田中委員 私が先ほど社会と申し上げたのは、多分一番重要なのは地球環境フィージビリティスタディを行うときに大きなインフラ案件で実際に住民移転がどうなるかとか、そういうあたりというのは多分一番大きな議論になると思っているからです。そのほかに海外投資をするお話がきょうございましたけれども、投資をする中で環境部分の情報を貿易投資相談センターの方々がどれぐらい具体的に情報をお持ちになられて、個々の問い合わせに対して答えられる体制がこれからできていくかというのは非常に大事だと思います。相手国政府の最新の環境の情報、それから社会配慮に関する情報では、途上国の多くがもう社会配慮面もかなり取り入れてきております。それから、環境アセスメント制度は日本よりもずっと進んだ制度を持ってい

る場合でも、きょう藤崎さんがご説明なさったようにそれを担保できていない国が多いわけなのですけれども、法制度上は規制があります。ですから、そういった最新の情報を貿易投資相談センターの中、あるいは海外投資アドバイザーの方のののように具体的に情報をきちんとつかんでそれをまとめられる役目をされる方がこれからどう活動していくか。それは実際に中小企業の方が海外進出する場合に一番役に立つ情報の一つになり得るのではないかと考えております。

私ども JICA の場合はもっと先ほど申し上げましたように中央政府の法制度とかそういうレベルですので、何々工業団地についての法制度上の環境面、社会配慮面、どういうことを満たさないといけないかというような具体的な情報ができるだけこれから整備されていくというのはとてもいいことではないかなと、そういうふう感じた次第です。

原科委員長 どうもありがとうございます。

どうぞ、住吉理事。

住吉理事 今回の田中委員のお話ですけれども、それを全世界の環境関係の情報とか、あるいは労働関係の情報とか、これを全部集めてやるというのは全く不可能だと思います。予算的にも人力的にも、ジェットロがやっていることはご存じのようにいっぱいありますので、その中でそれをやろうとすると、恐らくそれだけでジェットロの半分以上の人数が必要になって まじめにやろうとすると半分以上の人数が必要になってくるのではないかなと思うぐらいの情報量だし、作業量だと思うんですね。ですからちょっとそここのところはジェットロのいわゆるキャパシティといいますが、そこも配慮しながらやっていかないと何か現実的でなくて、非現実的なお話の方に進んでいってしまうといけないなと思ってちょっとお話をさせていただいた次第であります。

田中委員 私どもも国ごとの情報整備では、お金をたくさんかけてやることはできませんので、実際には先ほど申し上げましたようにその国の環境コンサルタントに非常に少額なんですけれども、委託をしまして、出てくる情報のクオリティというのはかなり高いものがございます。私ども全部の国すべてきちんとできているわけではありませんけれども、いろいろな予算の限られた中で工夫をしていくということもしてきているのは現実でございます。

原科委員長 むしろそういう意味では、JICA のそういう情報とかお互いに協力し合うような仕組みもむしろつくるとか、そんなことも必要ではないですかね。国民共通の情報ですから。

住吉理事 JICA さんの場合、限られていると思うんですね。ジェットロの場合物すごく対象が多くて、質問も非常に多いわけですね。物すごくいろいろな質問をされてきて、それに対

してはもう質問されたこと以外答えるとほかはうるさいと言われるから怒られます。お客様が本当に欲しい、ジェットロを頼ってきたときに差し上げる情報、これはもう言われた情報以外には言う必要はございませんので、逆に言うと怒られますので。むしろ例えばジェットロがある特定の企業さんを先ほどビデオであったような能動的に企業をお助けする場合、これはまじめに一生懸命やらなくてはいけないという部分はあると思うんです。

ですから、いつ来るかわからない質問に対してそういう情報をずっと全部集めて待っているというのはなかなか、実を言うと大変な作業なんです。ただそうは言ってもあれですから、コンサルタントのリストを整備しておいて、必要に応じて紹介をすとかということはできるかもしれません。

田中委員 今理事がおっしゃられたような、そういう対応ももちろんよろしいかと思います。なお、プライオリティをつけて新しく工業団地ができたところで情報がほとんどないところについて重点的に調査をすとかいうことも大事かと思います。

既に何社も日本の企業が入っていていろいろな問題解決がしているところの工業団地については次のプライオリティとか、やはり優先順位をつけないと私たちの事業でももう限られた予算しかございませんので、優先順位をどうつけるかというのが非常に重要になってきているのが現状ではございます。

原科委員長 どうもありがとうございます。

事務局、どうぞ。

事務局（藤崎） 事務局というよりも、環境問題研究者としての立場から発言いたします。今のご議論はオールジャパンでの環境情報の蓄積と相互利用という問題になると思います。日本の国全体としては、例えばGAPもその一つですが、環境関係でいろいろな活動をしてきていて、その結果として国内的に情報自体は相当蓄積されていると思うんです。私自身、環境問題専門家としてそう感じております。ですから、要はそういった情報をいかにうまく利用できるようにするかということになるのではないかと思います。例えばジェットロの各国センターへ行っていただけるとわかると思いますけれども、ビジネス情報の一つとしてそれなりに環境関係の情報も蓄積されております。ですから利用可能な情報は既に相当あると考えてよいと私自身は思っております。

原科委員長 ありがとうございます。

そういう情報がそれぞれどこにあるかということとはなかなかわからないこともありますが、情報源情報とかそういうようなことも整備していただきたいと思います。ぜひ各機関協力し合って情報を活用していただきたいと思います。

ほぼ予定時間が参りましたのできょうはこの辺にいたしますが、次回以降、次回はさっきお話ししたようなことで、CSRに関するワーキングの報告と、それから次の案件になります。日程を決めないといけないですね。

事務局（藤崎） 先生、CSRの方は次の次に延ばしていただきたいのですが。ちょっと案件形成の方でやはり準備もごさいますので。

原科委員長 わかりました。では、CSRの方はその次の次で、次回は案件形成の議論をしたいと思います。

では、日程を決めましょうか。

事務局（植田） 次回の日程でございませけれども、今候補として、さっき幹事会で上がりました23日の火曜日、10時から14時でございます。それからもう一つが26日ということでご提示をいただいております。それから30日の午後でございます。ちょっとここ、一部調整が必要なところがあるものですから、ジェットロで引き取らせていただきまして、会場の確保等で内部調整を確認した上でもう一度皆様にご照会させていただきたいと思います。

原科委員長 では、1月の下旬で3つ、4つ候補を挙げていただきましたので、その中から選ぶと。あとは、では委員の皆様にご連絡、調整してください。そういたしましょう。

では、きょうはこの辺で切り上げたいと思いますが、何かございませしょうか。よろしいですか。

では、終わります。どうもありがとうございました。

午後 5時02分閉会